

# 学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン 第1版

令和5年3月

宮城県・宮城県教育委員会

## 目次

## 前文

○はじめに	3
○本ガイドラインについて	3
○地域移行に伴う本県の目指す姿	4
○地域移行のスケジュールについて	4

## I 学校部活動の方針

1 適切な運営のための体制整備	5
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	5
①学校の設置者及び校長による「部活動の方針」の策定	5
②各部活動の「活動計画」の作成	5
③「部活動の方針」と「活動計画」の様式	5
【活動計画の立案に当たって留意すべき事項】	6
(2) 指導・運営に係る体制の構築	6
①指導体制の構築	6
②研修の充実	7
③部活動指導員及び外部指導者の任用・配置	7
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進と指導上の留意点	7
(1) 適切な指導の実施	7
【指導に当たって留意すべき事項】	8
①学校組織全体での指導	8
②顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの	8
③禁止事項	9
④活動の充実	9
⑤事故防止対策等	10
⑥指導者間の連携	11
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	11
3 適切な休養日及び活動時間等の基準	11
(1) 基本的な考え方	11
①学期中の休養日の設定	11
②長期休業中の休業日の設定	12
③1日の活動時間	12
④朝練習	12
【ハイシーズンの設定】	12
⑤実態を踏まえた工夫	12
⑥家庭との連携	12
(2) 方針等への反映	12
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備	13
5 学校部活動の地域連携	13
6 教職員のワークライフバランスの実現に向けて	14
7 地域移行に関わる中学校の対応について	14
(1) 中学校に求められる対応	14
①移行検討期間（令和5年度）	14
②改革推進期間（令和6年度から）	15

## II 新たな地域クラブ活動の方針

1 新たな地域クラブ活動の在り方	16
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	16
(1) 参加者	16
(2) 運営団体・実施主体	17
①地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	17
②関係者間の連携体制の構築等	17

(3) 指導者	18
①指導者の質の保障	18
【地域スポーツクラブ活動】	18
【地域文化クラブ活動】	18
②適切な指導の実施	18
③指導者の量の確保	19
④教師等の兼職兼業	19
(4) 活動内容	20
(5) 適切な休養日の設定	20
①学期中の休業日の設定	21
②長期休業中の休養日の設定	21
③1日の活動時間	21
④実態を踏まえた工夫	21
⑤家庭との連携	21
(6) 活動場所	21
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	22
(8) 保険の加入	22
3 学校との連携等	23
<b>III 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組</b>	
1 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	24
2 検討体制の整備	25
(1) 協議会組織の設置	25
(2) 実態及びニーズの把握	25
(3) 関係者との連携等	25
(4) 学校の役割	25
(5) 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団等の役割	26
3 実施体制の例	26
(1) 市町村運営型	26
(2) 地域クラブ運営型	26
(3) 合同部活動による活動環境の確保	26
<b>IV 大会等の在り方の見直し</b>	
1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会について	27
(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	27
(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	27
①大会等への参加の引率	27
【学校部活動】	27
【地域クラブ活動】	27
②大会運営への従事	27
(3) 生徒の安全確保	28
(4) 大会等の在り方	28
①参加する大会数の上限の目安	28
②参加する大会の精査	29
③多様な大会の開催	29
④生徒等の多様なニーズへの対応	29
⑤特別支援学校等に在籍する生徒の参画の推進	29
2 中学校体育連盟が主催する事業について	29
【参考資料等】	30
【本ガイドライン記載内容の所管課】	30

## 前文

### ＝はじめに＝

スポーツ・文化活動を通じた本県の子供たちの健全育成にご尽力いただいておりますすべての関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、心より敬意を表します。

この度、令和4年12月に、スポーツ庁並びに文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示しました。

少子化が進み、学校の生徒数の減少により、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により大会に参加することができない等、少子化による集団活動への影響がみられています。地域の活動でも、参加者数の減少や指導者の高齢化も進みつつあります。さらに、教員の超過勤務の解消を図り、深い生徒理解や授業の質を高めていくことも課題です。

本ガイドラインは、国が示したガイドラインの考え方を踏まえ、これまでの学校部活動を地域活動に移行するため、学校、教員、地域の指導者、地域活動の団体等、今後の地域移行に関わるすべての方々に向けて策定しました。

本県ではこれまでも学校と地域の連携に取り組んでまいりましたが、この歴史的な部活動改革を機として、さらに連携を深めて地域全体の活性化が図られ、これまで以上に地域の子供たちがよりよく成長できる環境が創られるよう、多くの方々にご理解とご協力をいただければ幸いです。

### ＝本ガイドラインについて＝

国のガイドラインを参酌し、これまで、県が示してきた取扱を本ガイドラインに統合して、本県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示します。

本文は、「Ⅰ 学校部活動の方針」に学校部活動と地域クラブ活動における中学生の育成の方針を、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針」に新しい地域活動の在り方を、「Ⅲ 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」に今後の体制づくりの在り方を、最後に「Ⅳ 大会等の在り方」を記しています。国のガイドラインと併せてご活用ください。

なお、長きに渡り培われた学校における部活動を地域活動に移行するに当たっては、今後も様々な工夫や改善が必要となることから、本ガイドラインは「第1版」としてWEB版(電子データ)で作成し、国の施策や県内における地域移行の進行状況を踏まえ、適時必要な更新を行います。

#### 【統合するこれまでのガイドライン等】※以下、本ガイドラインの策定後、廃止 運動部活動

- 平成25年2月 提言「部活動の適切な休養日設定を」(県教委)
- 平成25年9月「子どもの心に灯をつける運動部活動の指導」(県教委)
- 平成28年3月「運動部活動指導の手引き(外部指導者用)」(県教委)
- 平成29年3月「部活動での指導のガイドライン【暫定版】」(県教委)
- 平成30年3月「部活動での指導のガイドライン及び部活動指導の手引き」(県教委策定)

※文化部活動については、平成30年3月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準じて対応してきたが、今後は本ガイドラインにより、在り方等を示す。

## ＝地域移行に伴う本県の目指す姿＝

- 休日は、多くの児童・生徒が自主的に地域のスポーツ活動や文化活動に参加し、同好の幅広い年代の交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域活動が活発に行われている。
- 中学校では、より深い生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びを推進しながら、生徒一人一人の自己実現に対する支援が行われている。さらに、地域と協働しながら、平日の部活動を地域クラブ活動に移行する準備体制が整っている。
- 中学生の活動成果を発揮するための大会や発表会等は、平日の部活動が地域クラブ活動に移行することを見据え、中学校体育連盟や協会、連盟等により、適切な開催が行われている。
- 幼児期から成長期にかけての多種多様な活動経験は、人間のよりよい成長に重要であることが広く一般化され、多くの子供たちがその体験の機会を得ることができている。
- トッププレイヤーを目指す子供たちには、高い専門技術を持つ指導者が、科学的知見を持って育てていくとともに、個々の資質や能力による適性を発掘し、子供たちの充実した生き方を支援する環境が整っている。※トッププレイヤーとは、「トップアスリート」「プロ選手・演奏者」「有名芸術家」等の総称。

## ＝地域移行のスケジュールについて＝

国は、地域移行のスケジュールを「達成時期を一律に定めず、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としました。しかしながら、今後、文部科学省が部活動を学習指導要領にどのように位置付けるかをはじめとして、移行を推進する環境整備はまだ手探りの状態です。

県では、まず休日の公立中学校の部活動を地域活動に移行することを念頭に、学校の設置者が地域活動の関係者とその方向性を十分に検討し、学校、地域、保護者、生徒に丁寧な説明を行って、新しい環境づくりを進めることが重要と考えております。

については、令和5年度を「移行検討期間」と位置付け、県、市町村が協議会組織による検討や課題の解決について協議し、一部部活動の移行を試行する期間とするほか、令和6年度以降を「改革推進期間」として、準備が整った市町村から地域の活動に移行することとします。また、平日の学校部活動は、休日の地域移行の定着などを踏まえて、準備ができた市町村から実施することとします。

令和5年度	令和6年度から
移行検討期間	改革推進期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会の設置及び方向性の検討</li> <li>○研修会の開催や説明会での周知</li> <li>○一部部活動の移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会組織による進捗状況を踏まえ、まずは休日の学校部活動の地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。</li> </ul>

一方でそれぞれの市町村の地域の実情は様々であり、地域移行の開始時期が異なることにより県全体の中学生の活動に差が生じることが懸念されます。中体連及び早期に新しい活動環境に移行する市町村におかれましては取組を段階的に進め、特に大会への参加要件について配慮いただくようお願いいたします。

なお、国立、私立中学校については学校の実情に応じて、国のガイドライン及び本ガイドラインに準じるとともに、本県の中学生の地域クラブ活動を通じた育成に理解と協力をお願いします。

## I 学校部活動の方針

学校部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高めるなどの教育的意義の高い活動である。

学校部活動を実施する場合には、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、その取扱い等を示す。公立中学校の地域移行に際しては、この取扱いを十分に活かして取り組むこと。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

##### ① 学校の設置者及び校長による「部活動の方針」の策定

ア 学校の設置者は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、設置校並びに地域の活動団体に周知する。

イ 校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

##### ② 各部活動の「活動計画」の作成

ア 顧問は、県及び市町村の方針並びに部活動の活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出する。その際、過度な活動（適度な活動量）とならないよう休養日を確保する。

イ 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえた活動計画となるよう、関係団体と連絡調整を行う。

##### ③ 「部活動の方針」と「活動計画」の様式

学校の設置者は、①イ、②ア及びイに関し、各学校において活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式を示す。

## I 学校部活動の方針

【参考：教育庁保健体育安全課 HP より】

休養日設定確認表（様式例） <https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/kyuuyoubisettei2023.xlsx>

月間計画表（様式例） <https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/gekkankeikaku2023.xlsx>

### 【活動計画の作成に当たって留意すべき事項】

- ・ 活動計画の作成は、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定するなど、生徒の自主的・主体的な活動であることを踏まえた支援を行う。
- ・ 活動計画は、校内で情報を共有するとともに、保護者に対しても積極的に説明し、理解を得るようにすること。
- ・ 顧問は、作成した活動計画について、部活動指導員、外部指導者や地域クラブ活動の指導者に説明し、理解を求めること。
- ・ 効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮すること。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

### ① 指導体制の構築

ア 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校部活動の地域連携・地域移行が実施される地域においては、休日の活動から、部活動指導員や地域の指導者が単独で指導を行ったり、複数校が合同で活動したりする合同部活動の導入等、地域の実情に合わせた活動を段階的に取り入れていく。

## I 学校部活動の方針

### ② 研修の充実

ア 県及び学校の設置者は、部活動顧問及び指導者と学校の管理職を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上等の部活動の適切な運営に係る研修等を行う。

イ 部活動指導員及び外部指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）の「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講するなど自己の研鑽に努める。

### ③ 部活動指導員及び外部指導者の任用・配置

ア 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合、校長は、外部指導者の配置に努める。特に、中学校では、休日の地域移行に伴う指導者との連携体制を構築する。

イ 学校の設置者及び校長は、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たっては、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守した上で、適切な指導を行うため、以下の内容について定期的に研修を行う。特に、外部指導者においては、学校教育として行われる部活動の指導者としてふさわしい人間性なども判断し、任用すること。特に、中学校の部活動の意義が地域クラブ活動においても生かされるよう、以下の点に留意する。

- ・ 学校教育の理解
- ・ 部活動の位置付け
- ・ 教育的意義
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 安全の確保や事故発生時の適切な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進と指導上の留意点

### （1）適切な指導の実施

ア 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 指導場面において、不適切な指導や体罰・ハラスメント等、生徒・保護者からの訴えがあった場合は、指導者のみの判断によらず、管理職に報告した上で、学校として判断を行



## I 学校部活動の方針

い、生徒や保護者に寄り添った対応を行う。

ウ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効率のよい練習を行う。

エ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 【指導に当たって留意すべき事項】

#### ① 学校組織全体での指導

ア 管理職は、指導者同士の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮すること。

イ 顧問は、部活動の運営や指導に当たっては、他の教職員や地域・保護者の協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら指導・活動を責任をもって行うよう心掛けること。

#### ② 顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの

ア 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行うこと。

イ 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いることなどが無いようにすること。

ウ 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人

を育てる」指導を心掛けること。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねること。

エ 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達の段階や成長による変化、部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させること。

オ 指導者は、先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指すこと。また、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けること。

カ 講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めること。

キ 一般に、指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することから、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努めること。

ク 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行うこと。

### ③ 禁止事項

ア いかなる場合においても、体罰を行使してはならない。指導と称し、指導者の独善的な目的を持って特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはならない。

イ 生徒の人格を否定する発言を行ってはならない。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはならない。セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分に認識し、適切な指導を行うこと。また、管理職の許可なく生徒と個人的なメール等のやり取りを行わないこと。

### ④ 活動の充実

ア 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に

声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導すること。

イ 部活動は、自主的・自発的な活動であるため、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組ませること。

ウ 一人一人が意欲的に活動できるよう運営の役割分担にも配慮すること。

エ 指導者は、励まし合い、お互いを支え合える仲間づくりを重視した指導や生徒の間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感をはぐくむ指導を心掛けること。

オ 指導者は、個々の発達段階に合わせて、適切な運動負荷により活動させることで、スポーツ障害・バーンアウト等のリスク管理を行い、適切な休養を取りながら、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を心掛ける。また、主とする活動以外の様々な活動に参加する機会が得られるよう配慮すること。

#### ⑤ 事故防止対策等

生徒等への注意点の説明は、定期的に行い、遠征先や普段の慣れた活動場所においても想定される危険を具体的に説明すること。

ア 健康面での安全を確保し、次の事項等について留意した活動を行うこと。

- ・ 健康観察による体調確認（顔色や表情、体温等）
- ・ 持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
- ・ 健康診断結果や保健室利用状況等
- ・ 学級閉鎖や臨時休業等

イ 特に身体活動を伴う活動においては、次の事項に留意した活動を行うこと。

- ・ 急激な気候変動（突風、竜巻、落雷、雹など）
- ・ 施設の安全性の確認
- ・ 器具の設置の安全確認
- ・ 用具の破損等の有無の確認
- ・ 技術レベルや体格差を考慮した事故防止

ウ 災害時の対応等について、次の事項に留意した活動を行うこと

- ・ 避難経路及び避難場所の確認

- ・ 避難方法及び誘導についての確認
- ・ 保護者等への連絡体制の確認

### ⑥ 指導者間の連携

部活動指導員及び外部指導者の協力を得る場合には、学校教育目標や方針等について、学校、顧問と部活動指導員及び外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、情報共有を密にして活動すること。

#### <顧問と部活動指導員及び外部指導者が確認すべき事項>

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容、事故防止のための注意点
- ・ 顧問と外部指導者及び部活動指導員の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・ 災害時の対応や避難経路

#### <学校とのトラブルになりやすい部活動指導員及び外部指導者の行為の例>

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

## (2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 学校の設置者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等と連携して、これら団体が作成した学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引について、所管する学校への普及・活用を図る。

イ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、前記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日及び活動時間等の基準

### (1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。そのための部活動の休養日等についての具体的な基準は以下のとおりである。

#### ① 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以

## I 学校部活動の方針

下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

### ③ 1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### ④ 朝練習

- ・ 原則禁止とする。
- ・ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。

#### 【ハイシーズンの設定】

- ・ 中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられるが、それ以外の時期に休養日を確保すること。
- ・ 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日、または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てるようにする。
- ・ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

### ⑤ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

### ⑥ 家庭との連携

学校外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

## (2) 方針等への反映

- ア 学校の設置者は、1(1)①アに掲げる「部活動の方針」の策定に当たっては、前記(1)

## I 学校部活動の方針

の基本的な考え方を参考に、休養日及び活動時間を設定し、明記する。

イ 校長は、1（1）①イに掲げる「部活動の方針」の策定に当たっては、前記（1）の基本的な考え方を踏まえるとともに、学校設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底する。

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もない場合には、それぞれの地域の特性に応じて、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を地域の実情に合わせて推進する。その際の安全の確保には十分留意する。

ウ スポーツ・文化・芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行う。

エ 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、部活動への所属を強制しないようにするとともに、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動など、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

### 5 学校部活動の地域連携

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等によ

## I 学校部活動の方針

る、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域の文化・スポーツ環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けること。

イ 県、学校の設置者及び校長は、中学校、高等学校、大学及び支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施など、多様な交流の機会を設ける。

ウ 学校の設置者及び校長は、地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ及び文化・芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深める。中学校の休日の地域移行が整った市町村においては、平日においてもできるところから検討する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

## 6 教職員のワークライフバランスの実現に向けて

ア 県、学校の設置者及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号）」を踏まえること。

イ 校長は、1（1）②に掲げる、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

## 7 地域移行に関わる中学校の対応について

休日の学校部活動の地域移行に伴い、中学校に求められる対応は設置市町村の状況によって異なるが、移行の段階に応じて、以下のような対応が想定される。

### （1）中学校に求められる対応

#### ① 移行検討期間（令和 5 年度）

- ・ 国や県及び市町村のガイドラインに基づいた、部活動の活動方針の改定
- ・ 生徒、保護者に対する周知・説明
- ・ 校内研修会等の実施（ガイドライン、兼職兼業等）
- ・ 市町村が主催する協議会組織等への参画・協力
- ・ 教員、保護者、生徒を対象とした意向調査等への協力
- ・ 部活動の一部移行

など

## I 学校部活動の方針

### ② 改革推進期間（令和6年度から）

- ・ 平日の部活動における効率的・効果的な指導體制の構築
- ・ 生徒が参加している地域クラブ活動の活動状況等の把握
- ・ 生徒の地域クラブ活動における活動実績の評価方法の検討
- ・ 校内研修会等の実施（地域連携・地域移行の運用等）
- ・ 保護者・生徒に対する説明会等の実施
- ・ 地域連携・地域移行の校内担当者の配置

など



## II 新たな地域クラブ活動の方針

新たな時代を生きる子供たちの望ましい成長を保障できるよう、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、心身の健全な発育・発達を土台を築く時期である、中学生時代におけるスポーツ・文化芸術の機会を、地域全体で支え子供たちを育てるという視点も有しつつ「新たな地域クラブ活動」の在り方や運営体制、活動内容等を以下のように示す。県及び市町村等は地域の実情に応じ、関係者の協力の下、できるところから取組を進めていくこと。

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動への移行を運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

エ 新たな地域クラブ活動を整備に当たっては、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

### 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

#### (1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒や、

## II 新たな地域クラブ活動の方針

各種スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒、また障害の有無にかかわらず、全ての生徒が対象となる。

### (2) 運営団体・実施主体

#### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 運営体制の整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化活動の最適化を図り、市町村は運営団体・実施主体と連携しながら、体制整備に努める。

イ 運営団体・実施主体は以下のような団体が想定される。

地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム 等	文化芸術協会、文化芸術団体 等
市町村、総合型地域スポーツクラブ、社団法人・NPO 法人、民間業者、大学、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体 等	

ウ 運営団体・実施主体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保する。その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を参照し、準拠した運営を行う。

エ 運営団体・実施主体は、性別や障害の有無にかかわらず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

#### ② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場を活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針

### (3) 指導者

#### ① 指導者の質の保障

##### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するよう努める。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県及び市町村並びにスポーツ団体等及び指導者は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。

ウ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

エ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

オ 運営団体・実施主体は、県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

##### 【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町村は、文化芸術等に親しむ環境の整備に向け、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するため、学校教育関係者等と連携し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう研修等を行う。特に過度な負担となる練習、生徒の安全を脅かす行為や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

また、当該行為が見られた場合への対処として、相談窓口の設置や周知、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け、対応する仕組みの検討を進める。さらに、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、指導者の理解を深める。

#### ② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2 (1) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

## II 新たな地域クラブ活動の方針

イ 指導者は、I 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

ウ 指導者は、生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うため、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）アの指導手引きを活用して、指導を行う。

### ③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、運営団体・実施主体の求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備する。なお、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

エ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT 等を活用した遠隔指導等ができる体制を整える。

オ スポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

### ④ 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（2 初初企第 39 号令和 3 年 2 月 17 日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可等（※）を得られるよう、規程や運用の整理を行う。

（※）地方公務員法第 38 条（営利企業等従事）又は教育公務員特例法第 17 条（兼職兼業等従事）の規定に基づくもの。

## II 新たな地域クラブ活動の方針

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可等をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長への事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

エ 教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体は、指導者として雇用等された教師等の兼職兼業等従事に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が連携して雇用者等の適切な労務管理に努める。

### (4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

### (5) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

## II 新たな地域クラブ活動の方針

### ① 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることが望ましい。

### ③ 1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### ④ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

### ⑤ 家庭との連携

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

## (6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校などの施設のほか、廃校施設については、経年劣化等の状況を踏まえ活用を検討する。

イ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 学校施設について、営利を目的とした利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能とな

## II 新たな地域クラブ活動の方針

るよう改善を行う。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて実施する際には、都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

### （7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行う。

ウ 県及び市町村は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の必要性を検討する。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

### （8）保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入するよう促し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

### 3 学校との連携等

- ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。
- イ 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- ウ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師がいる場合には、その知見も活用する。
- エ 県及び市町村は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- オ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- カ 公益財団法人日本スポーツ協会、地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。
- また、各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。
- さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。



## Ⅲ 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組

学校部活動を地域クラブ活動に移行する新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるには、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の進め方や検討体制、スケジュール等について示す。

### 1 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 将来的な平日の学校部活動の地域移行を見据えつつ、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組む。平日における環境整備は、国の動向や全国的な流れを見ながら、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情や休日における取組の進捗状況等を検証し、今後の在り方について検討を行う。

イ 県では、令和5年度を移行検討期間と位置づけ、市町村が行う協議会等の設置や推進計画の策定など、移行に向けた基本方針の検討や生徒・保護者への周知活動などを支援する。

ウ 市町村は、令和5年度の移行検討期間において策定した推進計画等を踏まえ、令和6年度から、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、市町村の実情によっては、合意形成や環境整備に時間がかかることも考えられることから、地域の実情に応じて進めることとする。

エ 令和5年度から先行して休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める市町村においては、具体的な進め方について、保護者や生徒へ丁寧に説明するとともに、実施状況を評価・分析して令和6年度以降の取組に生かしていくこととし、必要に応じてイに定めるとおり、県も支援する。

オ 県及び市町村は、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むため、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等の評価・分析を行う。

カ 休日の活動において、平日と指導者が異なる場合には、指導者間での指導方針の確認や生徒の活動状況に関する情報共有に加えて、保護者や生徒へ丁寧な説明を行うことが重要である。

キ 既存の地域スポーツ・文化芸術環境の実情等によっては、様々な取り組み方があり、進め方については関係者による協議会組織等において検討した上で方針を決定する。

## 2 検討体制の整備

### (1) 協議会組織の設置

県及び市町村は、以下に例示する関係者からなる協議会等を設置し、必要な情報を適宜把握し、学校部活動の地域移行に向けた検討を行う。

- ・ 地域スポーツ・文化芸術担当部署や社会教育・生涯学習担当部署
- ・ 学校の設置・管理運営の担当部署
- ・ 地域スポーツ・文化芸術団体
- ・ 学校
- ・ 保護者
- ・ 生徒 など

### (2) 実態及びニーズの把握

(1) の「必要な情報」としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 生徒や保護者のニーズ
- ・ 域内の学校数や部活動数に応じた指導者の必要人数などの基本情報
- ・ 域内の地域スポーツ・文化芸術活動に関わる団体や指導者等の基本情報
- ・ 地域クラブ活動に活用できる施設 など

### (3) 関係者との連携等

ア 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力のもと、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。

イ 健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられる。

ウ スポーツ推進委員が県及び市町村と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

エ 県及び市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

### (4) 学校の役割

ア 学校は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

イ 学校設置者及び学校は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関する生徒・

### Ⅲ 公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組

保護者への情報提供やニーズ調査を行う。

#### (5) 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体等の役割

ア 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

イ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

### 3 実施体制の例

移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制づくりを進めることが考えられる。

#### (1) 市町村運営型

市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

#### (2) 地域クラブ運営型

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスクラブ、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

#### (3) 合同部活動による活動環境の確保

前記①②の体制を整備することが困難な場合は、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動等を導入し、学校設置者や学校が、地域の協力も得ながら、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

#### 【参考】

○運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月）

[https://www.mext.go.jp/sports/content/221101\\_spt\\_oripara-000025667\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_oripara-000025667_1.pdf)

## IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の成果発表の場である大会やコンクール等の在り方は、生徒や保護者の関心が高く、特に中学校総合体育大会については、学校教育活動の一環としての位置付けで実施されてきた背景がある。令和5年度から、中学校の部活動が地域クラブ活動に移行していく中で、地域の実情や参加者のニーズ等に応じて、各競技団体や文化芸術団体等と協力体制を構築し、持続可能な運営がされる必要があることから、中学生を対象とした大会等の在り方について示す。なお、高校生を対象とした大会等の在り方については、中学校の地域移行の状況を踏まえて改めて示す。

### 1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会について

#### (1) 生徒の大会等の参加機会の確保

中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるようにする。また、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会が確保できるようにする。

#### (2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

##### ① 大会等への参加の引率

###### 【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、生徒の安全確保等に留意しつつ、原則として部活動指導員が単独で担うことなどにより、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨、大会等の規定として整備することが求められる。

イ 市町村において、部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。

###### 【地域クラブ活動】

ア 地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

##### ② 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、

## IV 大会等の在り方の見直し

審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 学校の設置者及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、JSPO と公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

### (3) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

### (4) 大会等の在り方

#### ① 参加する大会数の上限の目安

学校の設置者は、前記Ⅱ 2（2）②の協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

## IV 大会等の在り方の見直し

### ② 参加する大会の精査

校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

### ③ 多様な大会の開催

大会等の主催者は、勝利至上主義にならないなど、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会など、多様な大会を開催する。(その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。)

### ④ 生徒等の多様なニーズへの対応

スポーツ団体、文化芸術団体は、発達段階における子供たちの成長において、様々な経験ができるようにすることや、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

### ⑤ 特別支援学校等に在籍する生徒の参画の推進

特別支援学校等の大会等については、特別支援学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

## 2 中学校体育連盟が主催する事業について

ア 県中体連及び市郡・地区中体連は、学校部活動の地域連携・地域移行に伴い設立された団体について、学校部活動(複数校の合同チーム等)、地域クラブ活動の区分に関わらず、参加要件を見直すなど、地域移行後の大会の在り方について検討を進める。

イ 県中体連及び地区中体連は、主催大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 県中体連及び地区中体連は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。

エ 中学校体育連盟と同様の性格や背景を有する文化芸術団体は、主催する中学生対象を対象としたコンクールや大会等について、前記アイウと同様の対応とする。

【参考資料等】

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）  
通知 [https://www.mext.go.jp/sports/content/20230116-spt\\_oripara-000026750\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20230116-spt_oripara-000026750_02.pdf)  
本文 [https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt\\_oripara-000026750\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf)
- 運動部活動での指導ガイドライン（平成25年4月）  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf)
- 運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集（令和4年11月）  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/221101\\_spt\\_oripara-000025667\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_oripara-000025667_1.pdf)
- 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）（令和5年1月）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf)

【本ガイドライン記載内容の所管課】

I 学校部活動の方針

- 学校部活動全般及び運動部活動に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 文化部活動に関すること（教育庁生涯学習課）

II 新たな地域クラブ活動

- 地域クラブ活動全般及び地域スポーツクラブ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域文化クラブ部活動に関すること（教育庁生涯学習課）
- 教員の兼職兼業に関すること（教育庁教職員課）

III 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- 地域移行全般及び移行段階の運動部活動に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 移行段階の文化部活動に関すること（教育庁生涯学習課）
- 移行段階の地域スポーツクラブ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 移行段階の地域文化クラブ活動に関すること（教育庁生涯学習課）

IV 大会等の在り方の見直し

- 中体連及び高体連主催大会に関すること（教育庁保健体育安全課）
- その他の地域スポーツ団体主催大会に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域文化芸術団体主催大会に関すること（教育庁生涯学習課）

【担当】

教育庁保健体育安全課学校体育班	022-211-3667	<a href="mailto:hokenat@pref.miyagi.lg.jp">hokenat@pref.miyagi.lg.jp</a>
企画部スポーツ振興課スポーツ振興班	022-211-3178	<a href="mailto:suposinss@pref.miyagi.lg.jp">suposinss@pref.miyagi.lg.jp</a>
教育庁生涯学習課協働教育班	022-211-3690	<a href="mailto:syogakk@pref.miyagi.lg.jp">syogakk@pref.miyagi.lg.jp</a>
教育庁教職員課服務制度班	022-211-3636	<a href="mailto:kyosykf@pref.miyagi.lg.jp">kyosykf@pref.miyagi.lg.jp</a>